

神戸大学マンドリンクラブ弦友会規約の改定について

平成23年7月30日

<旧 規 約>

総 則 (名称)

第1条 本会は、神戸大学マンドリンクラブ弦友会と称する。(略称=弦友会)

(目的)

第2条 本会は、神戸大学マンドリンクラブ(以降クラブと呼ぶ)の卒部生相互間及びクラブ員との親睦をはかり、クラブの発展に寄与することを目的とする。

(会員資格)

第3条 本会はクラブの卒部生をもって構成する。卒部生はクラブの卒部時点で会員となる。但し、クラブに在籍したことがあり、本会が認めたものについても、会員資格を持つものとする。

総 会 (総会)

第4条 本会の円滑な運営をはかるための本会会員による総会を設ける。本会の運営は、すべて総会の決議に基づくものとする。

(定期総会)

第5条 定期総会は毎年一回開催し、出席者をもって成立するものとする。但し、委任状を提出した会員は出席者と見なす。

(臨時総会)

第6条 定期総会のほかに必要に応じて臨時総会を開催することができる。

(総会の決議)

第7条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(総会の召集)

第8条 総会は会長がこれを召集する。

役 員 (役員)

第9条 総会の決議に基づき、本会は下記の役員を置く。

会 長 1名
副会長 1名
会 計 1名
幹 事 若干名

(会長)

第10条 会長は本会を代表するとともに他の役員と協力して本会の運営に当たる。

(副会長)

第11条 副会長は会長を補佐する。

神戸大学マンドリンクラブ弦友会規約の改定について

平成23年7月30
日

(会計)

第12条 会計は本会の会計事務を行う。

(幹事)

第13条 幹事は会長、副会長を補佐する。

(役員会)

第14条 役員により役員会を構成し、随時これを開催する。

(役員改選)

第15条 役員は会員の互選により総会で決定する。

(役員任期)

第16条 役員任期は特にこれを定めない。

回生委員

(回生委員)

第17条 本会は、総会及び役員会の決定事項を各会員に周知徹底するために、卒部年次ごとに一名の回生委員を置く。選任に当たっては、同一卒部年次の会員の互選又は会長の任命による。

会 計

(年会費)

第18条 年会費は一律3,000円とする。会員はこれを定期総会開催時又は、以後1ヶ月以内に納入しなければならない。

(終身会費)

第19条 終身会費として30,000円を一括納入することができる。終身会費を納入した会員は以後の年会費を免除されるものとする。

(臨時会費)

第20条 会長は、役員会の承認により臨時会費を徴収することができる。

(会費の用途)

第21条 会費は、会員名簿その他の資料の作成、発送費用、総会開催費用等、本会の目的に基づいて使用する。

(会計)

第22条 本会の会計事務は、すべて役員会の承認のもとにこれを行い、会計がこれを管理する。

(会計年度)

第23条 会計年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。

(会計報告)

第24条 会計は各会計年度毎に収支決算を行い、会員に報告しなければならない。

神戸大学マンドリンクラブ弦友会規約の改定について

平成23年7月30
日

本部及び支部

(本部)

第25条 本会は本部をクラブ内に置く。
神戸大学マンドリンクラブ 〒657-0013 神戸市灘区六甲台町

(支部)

第26条 総会の決議により、支部を設置することができる。

(支部長)

第27条 支部は、その代表者として支部長を置き、支部の取りまとめ並びに本部との連絡に当たらせる。

付 則

(改正)

第28条 本規約の改正は、総会の決議を得てこれを行う。

(実施)

第29条 本規約は、総会で承認後、直ちに実施する。

(細則)

第30条 本規約の実際の運営について、役員会は別に細則を作り、総会の決議を得て実施することができる。

昭和57年12月制定
昭和61年 5月改正
平成 4年12月改正